

# 社会福祉法人光福社会

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光福社会（以下「この法人」という。）の評議員・理事・監事（以下「役員等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 この法人の会議に、役員等として出席に応じた場合、別表のとおり報酬として日当を支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第3条 報酬の支給時期は、会議出席時とする。

### (兼務役員)

第4条 この法人の施設の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

### 附則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

この規則は、令和元年6月15日から施行する。

### 別表

日 当	5,000
-----	-------